

いじめ防止アドバイザーの派遣事業について

高山市教育大綱 基本方針より

- ・児童生徒が、豊かな心、健やかな体、確かな学力をもとに養い、生きる力を身につけることができますようにします。
- (キーワード：途切れがない支援のさらなる体制づくり)

いじめ防止アドバイザー派遣の具体

- 各学校へ年間2回程度の派遣
- 各種研修会へ講師として派遣
- 重大事態発および重大事態につながる恐れのある事案への緊急サポートスタッフとして派遣

いじめ防止アドバイザー派遣事業の目的

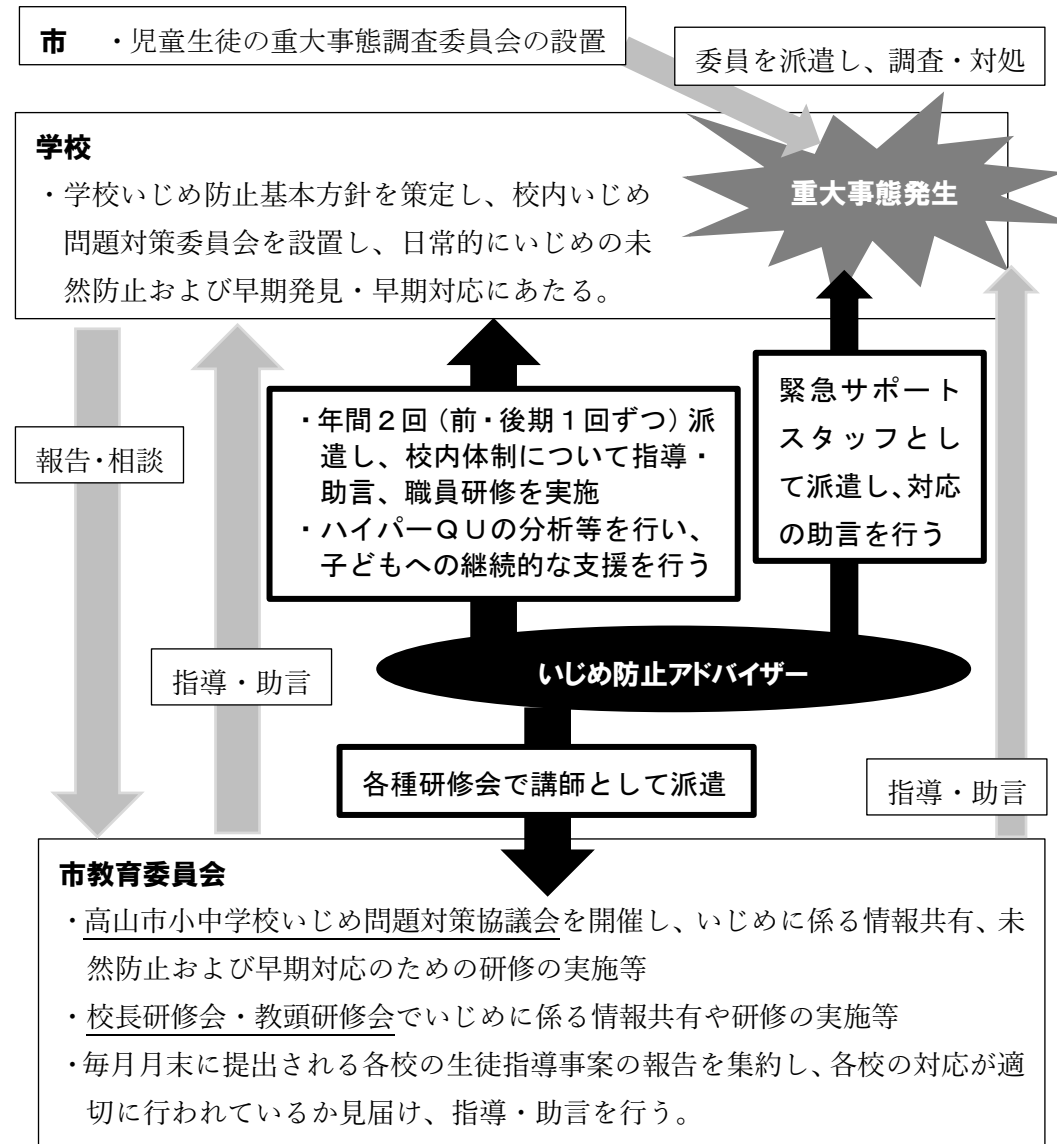
- ・いじめ問題に対し、未然防止や早期発見・早期対応により、深刻な重大事態に発展させないよう児童・生徒の安心・安全を守る。
- ・ハイパーQ U等の分析を行い、各校の子どもを継続的に支援する。
- ・各校のいじめに係る対応について指導・助言や管理職や教職員に対して、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に係る支援・指導を行う。

いじめ防止アドバイザー設置に係る背景

- ・いじめ問題は、児童・生徒の安心安全を侵害する深刻な問題であり、令和元年度には県内でも深刻ないじめ重大事態が起きており、学校におけるいじめに係る対応は喫緊の課題となっている。
- ・いじめ問題は、SNSを利用したものなど複雑化しており、学校だけでなく、家庭や地域と連携しながら解決を図ることが求められている。
- ・高山市における過去3年間のいじめ認知件数は、
H29年度 小学校 162件、中学校 34件 (合計196件)
H30年度 小学校 483件、中学校 111件 (合計594件)
H31年度 小学校 467件、中学校 184件 (合計651件)
- ※H30年度からいじめに繋がる可能性のある軽微や案件(からかい等)もいじめ事案認知に計上することとしたため増となっている。

いじめ防止アドバイザーの活用について

※太枠がいじめ防止アドバイザーの派遣により対応が可能になる場面



市 ・児童生徒の重大事態調査委員会の設置

委員を派遣し、調査・対処

学校

・学校いじめ防止基本方針を策定し、校内いじめ問題対策委員会を設置し、日常的にいじめの未然防止および早期発見・早期対応にあたる。

重大事態発生

報告・相談

・年間2回(前・後期1回ずつ)派遣し、校内体制について指導・助言、職員研修を実施
・ハイパーQ Uの分析等を行い、子どもへの継続的な支援を行う

緊急サポートスタッフとして派遣し、対応の助言を行う

指導・助言

いじめ防止アドバイザー

各種研修会で講師として派遣

指導・助言

市教育委員会

- ・高山市小中学校いじめ問題対策協議会を開催し、いじめに係る情報共有、未然防止および早期対応のための研修の実施等
- ・校長研修会・教頭研修会でいじめに係る情報共有や研修の実施等
- ・毎月月末に提出される各校の生徒指導事案の報告を集約し、各校の対応が適切に行われているか見届け、指導・助言を行う。